

第1回 河川・下水道事業調整協議会 次第

日時 平成26年5月15日（木） 午前9:30～

場所 幸手市役所 第1委員会室

1 開会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 議事

(1) 河川・下水道事業調整協議会設置要綱(案)について

(2) 幸手市の浸水状況及び河川・下水道の整備状況について

(3) 埼玉県河川の整備状況と今後の予定について

(4) 今後のスケジュールについて

(5) その他

5 現地視察

6 閉会

河川・下水道事業調整協議会設置要綱

(設 置)

第1条 近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、幸手市内の浸水被害を軽減するため、埼玉県と幸手市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的として、河川・下水道事業調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 協議会は、次の事項を検討する。

- (1) 浸水被害の状況及び要因の把握
- (2) 浸水被害軽減に向けた連携方策の検討
- (3) 事業実施計画の調整や事業進捗の調整等
- (4) その他、協議会が必要と認めた事項

(構 成)

第3条 協議会の構成は、別表1による。

(意見聴取等)

第4条 協議会は、検討内容について必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、幸手市水道部下水道課に置く。

(情報公開)

第6条 協議会における資料及び議事の要旨については、あらかじめ出席者に確認の上、公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

協議会の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課	
			杉戸県土整備事務所	
			総合治水事務所	
	幸手市	都市整備部	都市計画課	
			建設経済部	道路河川課
			水道部	下水道課

河川・下水道事業調整協議会
今後のスケジュールについて

- | | |
|------------|----------------------|
| 平成26年5月15日 | 河川・下水道事業調整協議会 第1回協議会 |
| | ・浸水被害の状況 |
| | ・現地調査 |
| 平成26年11月 | 河川・下水道事業調整協議会 第2回協議会 |
| | ・浸水原因の把握と対策案の検討 |
| 平成27年2月 | 河川・下水道事業調整協議会 第3回協議会 |
| | ・浸水被害軽減のための連携施策作成 |

その他、適宜調整を実施する。